

Business Certificate news

No.: TCCI-0048

Date: 2014年8月15日

ソフトウェアの記載について(サイン証明)

原産地証明書に記載ができる商品名 (Description of goods) については、商品 (物) であることが必要であり、たとえば Installation(Fee) (設置費用) などは記載することができません (下記参照)。

Software (ソフトウェア) についても、輸出入の通関時に記録媒体 (CD-R 等) として品目分類されていることから同様に記載ができません。

これまで Software (ソフトウェア) は記憶媒体 (CD-R 等) と併せることで記載を認めていますが、原産地証明書としてはあくまで記憶媒体 (CD-R 等) が日本産であることを証明しているに過ぎず、Software (ソフトウェア) の開発国等まで証明するものではありません。

Software (ソフトウェア) の開発国等については、サイン証明での対応となります。別添のとおりサンプルを添付いたしますので、ご参考くださいますようお願いいたします。

【参考】

商品 (物) でないため原産地証明書に記載できない例記

http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei_center/country_of_origin/s_coo06_7/

- Installation(Fee) (設置費用)
- Technical consultation(Fee) (技術指導費)
- Travel expense (旅費)
- Freight Charge (送料)
- Discount (値引き)
- Training(Fee) (研修費)
- Software (ソフトウェア)

以上

輸出者名、住所

DATE :

TO WHOM IT MAY CONCERN

CERTIFICATE OF COUNTRY OF DEVELOPMENT FOR SOFTWARE

- Name of Software :
- Year Developed :
- Country of Development :

We hereby certify that this software was developed by **会社名、住所、国名** .
会社名、住所、国名 holds the sales license for this software.

本状作成者サイン欄